平成２３年（フ）第１３号
島根県江津市江津町1517番地27　市川ビル２Ｆ
債務者　日高　透予
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月29日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

平成２３年（フ）第６９９号
東京都八王子市別所２丁目47番地１―305
債務者　村瀬　早代（旧姓朝倉）
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３６２号
静岡市葵区昭府２丁目10番５―７号　寺崎メゾネットＢ棟
債務者　岡本　トヨ
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２９号
北海道帯広市西10条南26丁目29番地　コーポラス伊藤202号
債務者　山中沙登子
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月15日午後３時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１３９号
北海道河東郡上士幌町字上士幌東３線227番地
債務者　松村克比古
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第７０１号
東京都町田市金森939番地１コーポオガワ202
債務者　田中　明美（旧姓小出）
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１３０６号
さいたま市見沼区東大宮６丁目51番地11
破産者　小松　靖丈
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４７６号
埼玉県川口市朝日６丁目22番18号　メゾンアーバン103号、旧住所埼玉県川口市弥平１丁目14番３号
破産者　柳沼　一弘
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４７７号
埼玉県川口市朝日６丁目22番18号　メゾンアーバン103号、旧住所埼玉県川口市弥平１丁目14番３号
破産者　柳沼　尚美
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２３９号
埼玉県久喜市菖蒲町新堀1722番地10
破産者　新田　一男
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２４０号
埼玉県久喜市菖蒲町新堀1722番地10
破産者　新田ひさ子
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８９３号
茨城県古河市茶屋新田482番地６　グリーンヒル302号、旧住所さいたま市北区日進町１丁目85番地１　マンハイム大宮419
破産者　飯田　弘明
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５５６号
静岡市葵区吉津1905番地　静岡老人ホーム、旧住所静岡市葵区瀬名１丁目15番24号
破産者　下山チヨ子
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５５７号
静岡市葵区与一４丁目１―１　静岡県立こころの医療センター、住民票上の住所静岡市葵区瀬名１丁目15番24号
破産者　下山　勇次
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４８号
青森県八戸市大字売市字新坂平18番地４
破産者　中村久美子
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１２３４号
仙台市宮城野区福室６丁目19番10―305号
破産者　山本　幸治
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４１号
仙台市青葉区柏木２丁目４番85―502号
破産者　山本　孝哲
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係